

## 農政産業観光委員会会議録

日時	平成24年7月3日(火)	開会時間	午前10時04分
		閉会時間	午後4時30分
場所	第2委員会室		
委員出席者	委員長 白壁 賢一		
	副委員長 望月 利樹		
委員出席者	高野 剛	浅川 力三	棚本 邦由 齋藤 公夫 森屋 宏
	大柴 邦彦	樋口 雄一	安本 美紀
委員欠席者	なし		

### 説明のため出席した者

産業労働部次長 堀内 浩将

産業政策課長 伊藤 好彦 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩

商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦

観光部次長 堀内 久雄

観光企画・ブランド推進課長 青嶋 洋和 国際交流課長 佐野 宏

農政部次長 山里 直志

農政総務課長 橘田 恭 農村振興課長 小幡 保貴 畜産課長 桜井 和巳

議題 県出資法人経営状況説明書に係る審査

審査の結果 審査の結果、財団法人 山梨県農業振興公社及び公益財団法人 やまなし産業支援機構について、閉会中もなお継続して審査を行うこととした。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、公益財団法人 やまなし産業支援機構、公益財団法人 小佐野記念財団、財団法人 山梨県国際交流協会、財団法人 山梨県農業振興公社、公益財団法人 山梨県子牛育成協会の順に行うこととし、午前10時04分から午前11時18分まで公益財団法人 やまなし産業支援機構（午前10時58分から午前10時58分まで、午前10時59分から午前11時02分まで、午前11時13分から午前11時14分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午前11時33分から午前11時40分まで公益財団法人 小佐野記念財団、休憩をはさみ午後1時05分から午後1時58分まで財団法人 山梨県国際交流協会（午後1時31分から午後1時31分まで休憩をはさんだ）、休憩をはさみ午後2時17分から午後3時07分まで財団法人 山梨県農業振興公社、さらに休憩をはさみ午後3時25分から午後4時08分まで公益財団法人 山梨県子牛育成協会の審査を行った。

主な質疑等

※公益財団法人 やまなし産業支援機構

質疑

(組織体制について)

安本委員 何点かお伺いをさせていただきたいと思います。まず、役員体制表もありましたけれども、組織の体制について過去の状況を調べさせていただきました。平成21年度、22年度、23年度というようなことですが、非常勤職員が非常にふえております。その状況を3年間ぐらい確認させていただきたいと思いますが、どのような状況でふえているかお願いします。

伊藤産業政策課長 非常勤職員の数ですが、平成21年度につきましては19名、それから、22年度につきましては38名、23年度については47名ということでふえております。

安本委員 22年度に19名プラス、また23年度に9名ということで、この二、三年で30人弱ぐらいふえているわけですが、その理由についてお伺いしたいと思います。

伊藤産業政策課長 非常勤職員の増加につきましては、平成22年度からのふるさと雇用、緊急雇用等の雇用拡大に対応した事業を産業支援機構で取り組んだことが主な要因です。

安本委員 具体的にはどのような事業ですか。

伊藤産業政策課長 ふるさと雇用では、製造業等受注拡大のサポート事業、雇用安定推進員の雇用、それから、22年度からの緊急雇用では、高度専門技術習得事業とか、円高等に対応した支援事業というようなことの事業を行っています。

安本委員 経済も非常に厳しい中で、さまざま緊急雇用、ふるさと雇用の基金が積み、それを活用して中小企業のいろいろな事業を展開されてきたということで評価します。ただ、緊急雇用も原則的には今年度で終わりですし、県の基金もどうなんですかといたら、もうないというようなことですが、景気がすぐに回復すると思えないところで、来年度、緊急雇用とかふるさと雇用の雇用が終わった後どういうふうにか考えられているのかお伺いしたいと思います。

伊藤産業政策課長 今、安本委員から御指摘のありましたように、現在、緊急雇用等で23年度は15名の数の非常勤職員を雇っておるわけですが、これにつきましては、おっしゃるとおり、23年度末で終了という制度になっています。そのため、同じ事業を以降もまた続けるわけにはいかないわけですが、何らかの国の事業等もございますので、少しでも産業支援機構で事業として行うものの中に雇用ができるよう、アンテナを高くして取り組んでいきたいと思っています。

安本委員 非常に必要なところだと思うんですね。景気の状態を見ながら、また秋にも国への意見要望の機会もあると思いますけれども、そういった中で、必要なところについては県から国へもしっかりと要望させていただきたいと思うところです。

(経営評価の効率性について)

それから、今日、別の参考資料の中で、私、ちょっと提案させていただいて、県が行っている出資法人の経営評価の結果概要をつけさせていただきました。別とじのファイルの11ページです。ほんとうはこの後に内訳が4枚ほどついていて、そこまで出していただければ皆さんにもよくわかるんじゃないかと思って提案させていただいたんですが、総括表の1枚だけです。これは22年度のものに対する県の評価委員会だったと思いますけれども、その評価結果ということです。これを見ると総合評価ランクはAなんですけれども、中身的に5つの批評がありまして、効率性が62.5%。ほかのところがありとわいだけでこのところがちょっと気になったんですけれども、これはどういう指摘を受けて、そして、昨年度はどういうふうに取り組みされたのかお伺いします。

伊藤産業政策課長 この効率性の62.5%という数字ですが、この数字の出し方につきましては、管理費や売上高とか経常利益などを分子といたしまして、非常勤職員を含みます職員数を分母として職員1人当たりの数値を算出して出しているということで、どうしても非常勤も含めた職員数が増加しますと、数値は低下するというので承知しています。

あと、23年度どのように取り組んだかという御質問ですが、これにつきましては、いずれにしても業務の効率化の改善を一層進めていくということが大事だということで指導を行っております。産業支援機構の中でもいろいろな見直しをする中で、例えば自動車についても、従来リースだったものを、業者を呼んで検討した場合、購入のほうが結果的には値段が安くなるのか、それから、アイメッセでもフロアの清掃については従来業務委託をしていたものにつきまして、職員がみずから機械を購入して清掃に当たる、そういうコストや、あいている時間などをうまく使うというようなことなどをやっております。さらに、アイメッセについては、去年は東日本大震災などもございまして、利用率が低下する可能性がございましたので、職員が営業に回りまして、利用率の低下を引き起こさないように営業を行ったりしているところです。

安本委員

この効率性の評価の仕方について、非常勤職員がふえていて、そして、1人当たりの分母が大きくなったということだとは思いますが、先ほど、非常勤職員の方は、緊急雇用ということで、それなりのところではしっかりと働いていただいていると思っておりますので、こういった評価の出し方、効率性の出し方についてはどうかなと思うところです。これだけ見ると何か評価的に悪くなってしまいますので、こういうところについては県からも評価委員会に対して、こういった指標が適当なのかどうか、そういうふうな検討もお願いしたいなと思います。

(産業支援機構のPRについて)

最後にもう1点伺いますけれども、厳しい中小企業の経営環境の中で、私のところにも融資の話とか、それから、事業計画をつくるか、海外進出したいというような相談も来ます。融資の話については、商工金融課の窓口がありますので紹介をしたりしますし、そのほかのものについては、資料をいただいて、産業支援機構のパンフレットをお渡しして、相談をしてくださいということでお伝えをしているところです。

しっかりとPRもしていただいているとは思いますが、窓口に来られ

る方だけの対応だけではなくて、せっかくいろいろなデータベースで、巡回されているのであれば、こういうものがありますということも、そこであわせて出かけて行って、県として中小企業支援の一番のところですので、PRというか、呼びかけもさらにやっていただきたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

伊藤産業政策課長 PRが非常に大事なことと思っております。現在、産業支援機構のやっておりますさまざまな支援事業につきましての案内は、ホームページとか、「サポートネット」という情報誌の配布など、PRに努めているところですが、まだまだ発行部数も2,300程度ということで、県内企業数に比べて少ないと思っております。今後につきましては、商工会とか、商工会議所とか、さまざま金融機関も含めた団体と連携を図る中で、職員も現場の企業を回っておりますし、今御質問がございましたように、アドバイザー、コーディネーターが今、緊急雇用でおりますので、そういった人たちにも、訪問して、その目的以外にも産業支援機構の内容についてPRもあわせてしてくるよう産業支援機構に伝えたいと思います。

安本委員 まとめますけれども、私もこの委員会に所属させていただいて、県下の企業の方とか、中小企業の経営者の方とか、できるだけ御意見を伺ってお伝えをしたいなと思って、話をしているところです。正しいかどうかわからないですけども、ある中小企業の方は、経営がいいときはどんぶり勘定でやっている方が大半で、資金繰りに困って、それでいろいろな経営計画を立てるような段階になっていくと。「ほんとうにいいときから数年先を考えて、しっかりと経営計画もつくるような形にならないといけないですよ」という話をいただきまして、そういったようなこともあわせてPRをしていただければということをお願いしまして、質問を終わります。

(ふるさと雇用及び緊急雇用について)

森屋委員 今回の安本委員の関連で、冒頭の話は大変重要なことで、もう1回整理をさせていただきたいと思います。100%国から来た雇用対策として、皆さん方がやられているサポートとかコーディネート事業は、実は地域では大変期待もありまして、役立ってこの3年ぐらいたわけですよ。

後でもう1回改めてお聞きしますけれども、今の状況だと、この24年度ではすべてが終わってしまう状況ですよ。国もこの秋に向けて、経済対策の法制を組むんだというようなことを考えられているんですけども、それはまだ未知数でわかりません。そのことに対して、獲得するための位置づけという意味からも、今まで皆さん方がやってきたことの重要性、おそらくこの支援機構は、設立当時に比べて時代が大分変わって、ほんとうに今のこういう厳しい現下の状況の中で、産業支援機構のやっている役割は、私はほんとうに山梨県内の作業の紙一重みたいところを支えていただいていると思うんです。

その意味で、平成21年ぐらから続けてきた国の雇用対策に準じてやってきたもので、先ほど安本委員のところでは答えをされていましたが、細かいことはいいですから、23年度まで、今年の3月31日までで、何人の方々がそういうコーディネートとかサポートを雇用対策でやられていて、そして、先ほど課長がおっしゃったけれども、その方が23年度では何人になって、また24年度にも1年間だけの部分がありますよね。そこをもう1回整理をして、教えていただけますか。

伊藤産業政策課長 ふるさと雇用、それから、緊急雇用を活用いたしまして、産業支援機構で非常勤職員として雇った数ですが、22年度につきましては、緊急雇用で3名、ふるさと雇用で7名を雇って、合わせて10名です。これにつきましては、製造業等の受注拡大を図るために訪問するサポート事業、それから、雇用安定推進員ということで雇っています。それから、一部ダブるんですが、緊急雇用の7名につきましては、高度専門技術習得事業、それから、円高等緊急対応の取引拡大の支援事業というような2つの事業です。

23年度につきましては、緊急雇用で8名、ふるさと雇用で7名ということで、ふるさと雇用については同じ数を維持しています。

今年度につきましては、ふるさと雇用の事業が終了いたしますことから、ふるさと雇用7名につきましてはゼロになりまして、緊急雇用のみの9名を雇用しているところです。

森屋委員

ということは、これ、なかなか言い方が難しいんですけども、それぞれの地域の産業、企業の皆さん方は、ある意味ではこの何年かの間のお金の出どころというのは、おわかりでないと思うんです。ある意味、受けとめ方としては、県のサポートが厚くされたと感謝していると思うんですね。それが、国の経済対策、補正みたいなものが出てこないと仮定をしたら、仮にこの24年度にすべて終わってしまったら、おそらく県のそうした支援、厳密に言うと、県ではなくて、産業支援機構という法人を通しての支援になるんですけども、現場の皆さん方、企業の皆さん方の受けとめ方としては、県がこれまでこの何年かの間厚くしてきたものがなくなってしまうとおそらくとらえる。

決して経済状況が好転している中ではありませんから、そのことをもう一度しっかりと、ここまで何をされてきた、そして、どれだけの効果があったということをしかりとここでとらえておいて、先ほど安本委員がおっしゃるように、国に対する要望ということも1つ。これ、100%のお金でやっていたから、県としては原資がなかったわけだから大変なだけですけども、そういうこともひとつ国に求めていくこともあるけれども、極論を言うと、それだけの重要な、現下のこういう経済状況が厳しい中において、これは絶対に県が一般会計で必ずやっていくんだぐらいの意味合いのある重要なものだと僕は思っています。少なくとも今年は9名いるわけだけども、ここまで何年かやってきたことの検証というか、効果というか、あるいは現場からの反響というか、そういうことをまとめる作業というのは、産業支援機構はやっているんですか。

伊藤産業政策課長 今申し上げましたように、今年度も9名の非常勤職員、昨年度は15名ということで、大きな事業を4つほどやっています。これにつきましては、それぞれ産業支援機構が雇用はしておりますけれども、そもそも事業の組み立てにつきましては県の各課でしております。当然、産業支援機構と一体になって、各課でもその成果についてはまとめる必要があると思っていますので、それについては検証を行い、その中で効果的なものなどについては、取り組んでいきたいと考えております。

それから、今後、これらの雇用について、地元の産業界にとって、それだけ県の職員が回ってきているという受けとめ方ですが、これは確かにマンパワーの部分でやるというのはやむを得ないと思いますけれども、それ以外にもさまざまな事業で従来から非常勤もおりますし、それから、国のほうの例えば中小企業経営改革サポート連携拠点とかそういう事業も実は22年から始めています。そういう方々も若干回っていただくということをしながらか、なるべく企業には顔を出すようにさせたいと思っています。

森屋委員

今のお答えだと弱いんですよ。現場ってもっと厳しいと思います。私、今回、このコーディネーターとかサポートにかかわった人たちに何人かお話を聞いたことがありますけれども、かなり一流の企業の現場でキャリアを積んできた方、ほんとうに申しわけない、言い方は悪いけれども、県職員とか、産業支援機構の中にいるプロパーの職員の皆さん方では持ち得ていないようなすごい経験を持った皆さん方を今回のこの資金で県が雇っていただいて、やっぱり地域の中でこの方々のものすごい活躍はあったんですよ。

だから、今の課長の言い方だと、僕は弱いと思う。やっぱり今回やったこのことがこの大変厳しい中において効果があったんだという強いものを持っておかないと、課のほうで、来年度予算に向けて、仮に国の補正がなかったら、やっぱり県の財政をみずから投入してやるぐらいの評価をしておかないと、いやいや、その分なくなっても、まだこういう人たちもいるんですよぐらいの話では絶対だめですよ。

今、ほんとうに現場のそれぞれの企業は、生きるか死ぬかという、紙一重のところをやっているですよ。それをようやく今回の国の決めてきたこの支援で乗り越えてきたんだから。でも、昔のことを考えると、3年ぐらいこういう対策をすると、何とかあかりが見えてきて、うまく回ってきたというのがこの何十年かの経済対策の効果なんです。ところが、今回はこの効果というか、光が全く見えていないんだ。だから、やっぱり現場はそのぐらい厳しい現状把握をした中でこのことをやっていかないと、僕は絶対だめだと思う。今日は部長がおいでにならないですけれども、これからもこの委員会の中でそういうところをよく見ていきますので、ぜひそういう認識でやっていただきたいと思います。どうですか。

伊藤産業政策課長 今、委員おっしゃったように、確かにこの雇いで雇った方につきましては、一流企業のOBの方も多数おまして、非常にその能力によってさまざまな御指導、御助言を各企業もいただいたと承知しております。そういうことも踏まえまして、また産業支援機構の事業も含めて見直しをする中でなるべく活性化をやっていきたいと思っています。

(起業家養成セミナー事業について)

棚本委員

時間が限られていますから、幾つかお聞きしていきたいと思います。私も現状も含めて、知り合いが新しい設備機器を導入したと聞けば、行って、一緒にヘルメットをかぶって、朝からトレーラーの配置に立ち会ってみたり、何年もそういうことを続けて、実際現場に行ってみて、やはり産業支援機構の話が出てくるということも多い。これはうれしいことだと思います。やっぱり設備機器導入1つにしても、中小企業、零細企業が何千万円の投資をするというのは、これは大企業の何千万円の比じゃなくて、ほんとうに真剣勝負でありますから、ただ、設備投資したから今、生きられるという、こういうタイミングもあります。

それで、長い話はあれですから、産業支援機構の個別の事業で幾つかお聞きいたします。まず326ページ、起業家養成セミナー事業についてであります。このこと自体は、事業費と比較してみたら、ほんとうに個別の事業を小さい事業費の中でみんなこなされているから、ここは評価をいたしたいと思います。まずセミナーの中で、この事業実施後の受講者の状況は、事業を実施してみてもいかがでしょうか。

藤本産業支援課長 委員お尋ねの起業家養成セミナー事業ですが、これは私ども産業支援課の中小企業支援基盤整備事業という大きな事業の中の1事業です。事業費そのものは19万8,000円というものですが、昨年度9月に2回、中小企業診断士と企業の方をお招きしてセミナーを行っております。参加者は11名でした。以上です。

棚本委員 ちょっと私の質問不足で、11名の方が受講した効果というか、その後この受講が起きたんでしょうか。

藤本産業支援課長 この11名の方がその後起業されたかどうかというところまでは把握してございません。

(開業資金助成事業について)

棚本委員 先ほど申しました産業支援機構もかなり業務量が膨大だということは認識していますが、事業費を拝見しましたら、先ほどの課長の答弁のとおりで、ほんとうに小さい事業費でされていますけれども、これはいい講習だと思っています。役に立つ部分だと思っていますから、またその後の把握も産業支援機構でしっかりと取り組まれて、事業効果も大切にしていきたいと思います。

もう1つ、開業資金の助成事業で300万円、その下の③、助成件数2件で300万円が支出されておりますが、補助金を申請された側のその後の事業は、この助成金が生きて事業をしていらっしゃるかどうか、また、申請の基準はどういう判定をされるのかお話しいただければと思います。

藤本産業支援課長 開業支援助成事業ですが、昨年度2件助成しております。その内容というのが、まず情報通信業を開業するのに1件助成しております。これは新しいサービス、画像サービスを提供する会社に助成して、開業しています。それからもう1件が、ワインの残渣を利用いたしました食品製造業ということで、いずれも開業に対する助成ですので、みらいファンドを用いて助成している案件です。以上です。

(設備貸与事業について)

棚本委員 わかりました。助成金も300万円であります。今、課長の答弁を聞きましたら、いずれも生きてお金になっているということです。時々、助成金ですから、必ずしも全体が生きないかもしれませんけれども、このケースは生きてということで、これにつきましても、助成金を出した後の把握を産業支援機構に調査いただきたいと思います。

最後に、割賦販売とかリースに関してであります。これはかなり中小零細がこの資金を利用して導入している話も私の身近なところからも多く聞いております。近年の状況はいかがでしょう。販売、リースに関しては、表現は適当ではありませんが、いわゆる焦げつきとか、いろいろな企業を取り巻く状況は非常に厳しい状況であります。ここ一、二年の状況でリースがふえているような話も聞きますけれども、焦げつきとか、あるいはうまく払っていけないというような、景気状況もあわせて、リースの関係はどうでしょうか。

赤池商業振興金融課長 設備貸与の最近の状況ですけれども、やはりこの不景気ということでしてなかなか。特にうちの対象は中小企業も対象になるんですが、小規模企業者が主な対象ということなので、先がまだ見えないという状況で、なかなか投資意欲がわかないため、ちょっと低調に推移しています。昨年度は、一昨年度

に比べまして、実績で12.9%増ということで若干ふえております。うちとしても制度融資等のほうに設備もあるんですけども、あちらは運転がほとんどになってしまっているんで、景気回復のためにはこういう設備をぜひ使ってもらいたいということで、県と産業支援機構が一緒になりましてPRに努めているところなんです。

先ほどの焦げつきという部分につきましては、一定のルールで引当金を積んでおりまして、あるいは昔の保険とかもありますので、その範囲内でおさまっているんで、事業に影響があるほどの焦げつきは今のところ発生しておりません。以上です。

棚本委員

課長の答弁はよくわかりました。引当金のことも、昔、私どもも経営に携わっておいりましたからよくわかるんですが、やっぱり現場は苦しんでいますから、片や、中小零細企業の利用者をとめるようなことがあってはならないと。ただ、片や、県の側に回ってみますと、やはり税がもとでいろいろな事業運営もされていますから、引き当てはできるのかもしれませんが、その辺のバランスを取りながら、現状、事業に支障がないというのは、企業会計上のバランスの中では非常にわかる話なんですけど、どうなんですか。こういう経済状況の中で、焦げつきは、多いのか、少ないのか、また、それに対して、引き当てという話で一くくりではなくて、中小企業支援、企業を生かしながらどう苦しんでおられるのか、そこだけお聞きしたいと思います。

赤池商業振興金融課長 報告書の379ページに焦げつきを入れてあるんですけども、14の債権償却という部分があります。そちらがやっぱり昨年度でいうと2億円ぐらいということで、貸し付け規模からすれば、そんなに事業に影響があるということは考えておりません。いずれ、先ほども言いましたように、できるだけ設備に投資してもらって、景気浮揚につなげてもらいたいということもありますので、積極的に使っていただきたいという姿勢は変わっておりません。以上です。

棚本委員

私もちょっと質問が下手なんですね。事業に影響はないって、やっぱりこれだけのお金があるんですね。月曜日に1日来ていましたから、私もずっときのう、引当金の関係も債務処理の関係も見ました。責めてくれという話じゃないんですよ。産業支援機構がこの事業を安定的にやってほしいと。そして、借りている側も、とめられても困ると。一括ここの線引きがあったから、あなたのところは該当者だから、非該当者だからと言われると、苦しんで苦しんで受注を受けているところが多いものですから、それも困ると。ただし、県のこの事業を実施しておられる当事者としてこの金額は影響ないかもしれないけれども、この金額の基本的な、焦げつきとか、あるいは今後の支援体制に向けて、支障がないと言われると話が何も進まなくて、こういう金額をどうとらえて、今後、支援体制というか、焦げつき対策をどう進めるのか、何かお考えがあったらもう一度お聞きしたいと思います。

赤池商業振興金融課長 先ほど引き当ての話をさせていただいたんですけども、県としましても、そういう必要な部分が当然、産業支援機構に生じますので、一定金額を補助金として引き当てに当てるようにということで助成していますので、それを含めて、特に産業支援機構であんまり不良債権が多くて困るとかそういうことで中小企業への貸し出しとかが少なくなるようなことはないと考えております。



棚本委員　しつこくてすみません。繰り返すようではありますが、引き当て、県から補助金を出して、産業支援機構自体は支障が出ないのかもしれませんが。3回目ではありますが、企業を救ってほしいのも事実です。事実ではありますが、例えば税では、今、滞納整理に追われております。この税の滞納側にとってみましても、やむを得ない税の滞納理由は必ず何%かあるわけです。片や、中小企業にとってみても、焦げつきを出さなければならないという理由が存在するわけです。この部分の把握について、これから県の事業を運営する産業支援機構の側と、それから、中小企業サイドで焦げつきが出た理由を、補助金の引き当てでペイじゃなくて、この先どういう対応を、公金もつぎ込まれて事務も運営されていることも事実でありますから、引き当てですべてやるなら、銀行と言っただけいけない話かもしれませんが、公的な機関としてその理由を把握して、この焦げつきに対して、引き当てのみじゃなくて、何をどう携わって進めていかれているのか、最後に、産業支援機構の取り組みがあったらお聞きしたいという部分で終わりたいと思います。

赤池商業振興金融課長　今の部分につきましても、金融機関とは違いますので、単に貸して利息を得ると、それが目的ではありません。やっぱり中小企業の育成が一番重要です。最悪、倒れた場合はしょうがないんですけども、その前にいろいろフォローを、ほかの支援も入れたりしながら、できるだけそういうことがないように、あるいは、先ほど委員おっしゃられたように、仮にそうなった場合には、どこがまずかったかとかその辺はよくいろいろ研究しながら、次の事業に生かせるように、うちも産業支援機構ともよく相談してやっていきたいと思っております。

棚本委員　よろしく申し上げます。ありがとうございました。

(産業支援機構の組織体制について)

樋口委員　いろいろな委員の意見が出ましたけれど、今さらという質問をさせていただきます。まず組織的なことで質問させていただきます。この機構の中で、トップに理事長さんがいて、役員がいろいろ、評議員会があって、そして、理事会があるんですね。このピンクのファイルの10ページに、理事長が事務局長を兼務すると、そういうふうに記載しているんですけども、この組織体制について説明してもらいたい。

伊藤産業政策課長　県の事務局長ということですが、事務局長というのは事務局の中に職員として職名は一応あるんですが、現在、事務局長という職名を職員につけておりませんので、その部分を理事長が兼務するという格好にしています。

樋口委員　組織のトップが、代表する方が事務局長を兼務する。その下に専務理事がいるのに、あるいはプロパーもいるのにという気も非常にするわけでありまして。先ほどあった議論の中に、効率性とかそういったもの話もありましたから、ほかの組織じゃあまり考えられないと思っておりますけれども、何か特殊性がある、あるいは理由、事情があってそういう形なのでしょうか。

( 休 憩 )

伊藤産業政策課長　すみません、定款で、事務局に事務局長を置くということがございまして、

事務局長を置かなければいけないということになっているわけですが、今回、理由はよくわかりませんが、理事長が自分を事務局長に任命したと。

樋口委員

私も予習が足りなかったのかもしれませんが、そのことはまた経過書でもできれば、後にまとめていただきたいと思います。なぜこのことを申し上げたのかというと、やはり知事がおっしゃられている、あるいは本会議の中で、大変厳しい本県の経済環境の中で、産業振興ビジョンが示す未来は、あるいは産業振興ビジョンの重要度はますます増していると思うんです。そういった意味で、一昨年ぐらいか、私どもがそれぞれ勉強したり、いろいろ意見交換する中で思うのは、やはりまず担い手が産業支援機構だと思ひまして、フレキシブルに組織が動く中で、組織も含め、答えられないように変わっているのかなど。専務理事が事務局長になると。まさに専務理事が核となって産業振興ビジョンを進める。そして、それ以外の、その上の理事会や、あるいはその上の評議会とまた別に連絡調整するとか、そういうふう動いているのかなという思いがしたものですから、お聞きをしたわけでありまして。

そこで、産業振興ビジョン、私の認識が正しいかどうかかわからないですけども、まさにこれまでも、あるいはこれから、産業振興ビジョンが道しるべになると思いますが、それに沿って産業支援機構は、その推進、その広がりを仕事とする、そういうふうに私は認識しているんですけども、そんな認識で合っているでしょうか。

伊藤産業政策課長 産業振興ビジョンの推進を図るため、本年4月から組織を一部変更しています。従来、その業務分掌図の新産業創造部、ここに新事業支援課とあわせてまして情報推進課という課がございましたが、これを本年4月から新市場開拓課と名称変更いたしました。あわせて、新産業創造部の部長に県の職員を派遣するというようなこともする中で、県と一体になって産業振興ビジョンの推進を図っていききたいという組織にさせていただいたところです。

樋口委員

ほんとうに大まかな質問になってしまって恐縮ですけども、そうすると、そういうふうに組織再編をしながら、時代に合った、あるいはさらに先取りをするような方向性を示す、あるいは具体的に動いていく民間の中小企業の皆さん、地場の皆さんにお示しをしていくということであれば、さらにもっと、産業支援機構でありますから、例えばその中には、本会議の中でも議論がありましたウェルネスツーリズムとか、あるいはもう長く議論があります農業の6次産業化とか、産業全体にかかわる部分についても食指を伸ばすといえますか、すそ野を広げていくようなことも視野に入れているかどうかということをお願いしているわけです。あるいは、それはここだけの議論じゃなく、今後の議論にもなると思いますが、その辺についてはいかがでしょう。

伊藤産業政策課長 今回、産業振興ビジョン推進ネットワークを組織いたしまして、その中核となります事務局等につきましては、まさしくやまなし産業支援機構が行うということで、そのネットワークにつきましては、産業界の垣根を取り払った、農業も観光も林業も、そういう団体、それから、県庁各24課も入った組織、これを事務局としてネットワークの取りまとめをやまなし産業支援機構のまさしくこの部署で行うというふうにしておりますので、そういう部分では、今、委員のおっしゃった広がりという部分を今つくっている最中です。

樋口委員

そうすると、やはり産業という大きなくりの中で動くこと。それぞれの産

業が絡み合って成長していくことが非常に大事だと思います。どうしても産業支援機構は、今までは工業という思いがあったり、それを中心に販路拡大とか海外進出とか、つまり、もっと言いますと、山梨県の一番の基幹産業の電子機械部分あるいはそのすそ野の部分を広げていった。まさに今回の議会でも、JETROとか、あるいは本会議の委員会の中でも、中央道沿線の多摩・諏訪連携と先ほどもありましたけれども、そういうところです。

それだけじゃなくて、これからは、例えば理事や評議員の中に、今は金融機関、行政、大学もありますけれども、さらにそういうところに、観光とか農業、あるいは飲食とか、山梨にある温泉とか、そういったものをやっぱり加えていく必要が今後は出てくるんじゃないかなと。それから、今、課長がおっしゃったような組織をどうしていくかということになっていくんじゃないかなと思います。所管事項といいますか、常任委員会みたいな、出資法人の業務でなくなったのかもしれませんが、この辺について理事や評議員のあり方をお聞きします。

伊藤産業政策課長 評議員等につきましては、定款で人数等が定められております評議員会になっておりますので、すぐにここで、「はい、わかりました」と言うわけにはまいりませんが、そういう面につきましても産業支援機構に伝えていきたいと思っております。

樋口委員 非常に期待をしております、言葉では、産業振興は絶対必ず1番目です。そして、そのことを一番期待されている、あるいは一番そのことに議論が深まるべきことだと思いますから、ぜひそのような形で、提起をするならば、組織も機構もそういった形。観光は独自に持っている、1次産業は1次産業で歴史的にもうそういう組織があるから、まずそっちへ行ってくださいじゃなくて、やっぱり機構もワンストップ、そして、そこで管理、連携をし、そこから進出できるような形をとっていただきたいなと思います。

伊藤産業政策課長 まさしくやまなし産業振興ビジョン推進に当たりましては、各関係団体の協力が必要でございますので、ネットワークを充実、発展させながら、きめ細やかなさまざまな産業支援も行いながら、そういう団体にももっと目を向けるように指導してまいります。

(知的財産の保護とその活用支援について)

齋藤委員 事業の細かいことですが、ちょっと聞きたいと思います。1点は、知的財産の保護とその活用の支援ということです。山梨のようなこういう小さな県は特に中小企業が多いわけですが、しかし、今、この厳しい時代の中で、中小企業がものづくりの中でいろいろな新しいアイデアとか、そういうものを工夫しながら開発していくということが、これは山梨だけじゃなくて、大阪の中小企業が宇宙ロケットの打ち上げという時代でありますので、山梨として、幾つかいろいろな支援がここに書いてありますが、具体的にどんな知的財産を認めて、それをどのように活用しているのかということをお伺いしたいと思っております。

藤本産業支援課長 お尋ねの件ですが、323ページに知的財産活用の支援としまして幾つか事業がございます。まず、知的財産戦略推進事業ですが、これは中小企業者の知財の活用とか、新規事業化を推進するために、知財の専門家による指導を行う、知的財産経営戦略塾というセミナーを行っております。このセミナーは3

回開催いたしまして、合計で約50名の方が受講されております。それからもう1つが、知財の専門家を派遣する事業ですが、これは昨年度3社が活用されております。それが①番の知的財産戦略推進事業です。

それから、特許流通コーディネーター配置事業ですが、これは特許の流通に関するコーディネーター、専門家を派遣する事業です。常勤の職員1名によりまして、企業への促進活動、企業へ出向いております日数が年間244日となっております。具体的にどこの企業を歩いたとか、そういった実績は把握してございませんが、コーディネーターを配置して派遣する事業です。

それから、3つ目にあります発明創意工夫普及啓発促進事業ですけれども、これは各種知財に係る情報を冊子で提供する事業です。主なところは以上です。

( 休 憩 )

齋藤委員

幾つかの説明を受けましたが、具体的には山梨県の中小企業が本格的に特許を取得して、特許を申請するまでにはまだ至っていないということなんですか。何か新しくこの支援事業をやって、新しい知的産業としての特許申請に至るまでのそういう成果はまだ出ていないということなんですか。

伊藤産業政策課長

知的財産支援総合窓口で専門家派遣もやっているわけですが、その中で、昨年の実績で、特許に関することですのであまり細かいところまでは申し上げられません。地場産業関係とか、商標の関係、それから、アイデアというようなことを何件か受け付けて、今、相談に乗って始めているものもございますので、地域産業からも、地場産業からも、産業界からもそういう件数は何件か出ているようです。

齋藤委員

私が言いたいのは、やっぱり最近、中国がいろいろな商標権とかそういうものを活用しながら、日本の優良の企業の名前を使ったり、そういうことが非常に多いということを言われております。山梨県としても、やっぱり大事な産業があります。ですから、そういうものをしっかり知的商標権として確立して、特に海外に出店したりしていくにつけては必要なことだと思うので、その辺を今後どういう扱いをしていくかちょっと伺います。

藤本産業支援課長

まず、今、委員御指摘の、中国が商標を冒認するという問題につきましては、過去、私ども、「山梨勝沼」という商標を中国で商標登録された経緯がございます。これは山梨県の中の一地域が旧来から使っている地名なので取り消しのお願いを中国に申し入れしまして、中国で昨年、中国のその商標登録を取り消ししていただいた経緯がございます。

こういうところで中国に対して県内の中小企業も相当神経質になっておりまして、ものづくりの産業におきましては、ある企業にあっては、これを国内で特許登録等をするそれが中国でまねされてしまうんだと。中国で登録すればいいんですけども、国外へ進出する予定のない企業というのはなかなか外国へ特許登録をしませんので、そういったことで、高い技術を持っているんですが、ものづくり企業において特許を登録しないという選択をしている企業も事実ございます。中国あるいは外国へ進出する場合は、当然、進出しようとする外国に対する特許の申請はアドバイスとして、私どもも産業支援機構でも行っております。以上です。

齋藤委員

特許を申請するには、すべてのデータを公表しなければならないので、当然、

そのデータを活用されるというおそれは確かにあります。しかし、長期的に見ると、やっぱりそういうものをしっかり保護して取り組んでいかなければ、産業として成長しないと思いますので、その辺をしっかりと頭に入れて、今後取り組まれないと思います。以上です。

主な質疑等 観光部関係

※財団法人 国際交流協会

質疑

(多文化共生施設推進事業について)

大柴委員 基本的なことで申しわけないんですけども、416ページの多文化共生施設推進事業の緊急雇用なんですけれども、ここのところで人材を1名雇ったといいますか、活用したということなんですけれども、1名でどんなことができるのか、事業内容をちょっと教えてもらいたい。

佐野国際交流課長 この多文化共生施策推進事業等ですが、これは山梨県内に住んでおられます、韓国の方とかブラジルの方とか、それぞれ外国人の方がいらっしゃるんですが、その方々が山梨県内でお互いの文化的違いを認めながら対等な立場でいろいろな生活ができるような形の支援をするための事業として、23年度におきましてはアンケート調査を行いまして、それに基づきまして防災ガイドブックなどを作成させていただいたものです。

大柴委員 多言語による防災ガイドブックを作成したということなんですけれども、これはどんなものなんですか。

佐野国際交流課長 実際に現物がありますので、委員方の手元にお配りさせていただいてよろしいですか。

白壁委員長 はい、どうぞ。

佐野国際交流課長 英語であったりポルトガル語だったりしまして、7種類ございます。日本語がそれぞれに全部ございますので、タイ、タガログ、スペイン、ポルトガル、韓国、中国、英語ということで8カ国語のガイドブックになっております。あと、インターネット上で国際交流協会のほうを開いていただきますと、これらがダウンロードできるようになっております。

大柴委員 これは各語、何部ぐらいつくったんでしょうか。

佐野国際交流課長 これらにつきましては7カ国語が、各500部です。それで、先ほど申し上げましたように、足りない分についてはダウンロードできるので、各市町村には、本物と、ダウンロードができる周知をお願いしています。

大柴委員 今年度の今度の新しい事業で、外国人の防災に対する意識がまたうんと高まっているということで、また何かもうちょっと違うようなものができたりするんですか。

佐野国際交流課長 ガイドブックにつきましてはこれですが、450ページに書いていますけれども、今年は各セミナーを開催する予定でおります。

大柴委員 セミナーというのは、韓国は韓国、中国は中国と全部分けてやるということですよ。年に何回もやることになるわけでしょうか。

佐野国際交流課長 各市町村と調整をさせていただいて、中央市などのようにブラジル人が多いところについてはポルトガル語でやるとか、そのような形で各市町村の状況をかながみて、セミナーを開催する予定になっております。

大柴委員 わかりました。ありがとうございます。

(国際観光振興事業について)

望月副委員長 454ページの国際観光振興事業についてお伺いします。外国人観光客受け入れ態勢強化事業ということなのですが、ボランティアの通訳人材のデータベース更新という部分で、ボランティア人材というのは、どのぐらいの人が集まっているのか、それと、充足しているのかという部分を教えてください。

佐野国際交流課長 ボランティア通訳につきましては、県内で今、約120名を超える方がボランティアをさせていただいております、現在のところは要望に一応こたえられる、充足しているような状況です。

望月副委員長 引き続き、インターネット、ブログ、ツイッターを活用した県民による観光情報発信という部分なのですが、このところをちょっと詳しく教えていただければと思います。

佐野国際交流課長 インターネット等の活用につきましては、やまなし観光推進機構と国際交流協会が連携いたしまして、ツイッター及びフェイスブック等インターネットで情報発信をする予定です。

望月副委員長 日本語で情報発信ということでしょうか。

佐野国際交流課長 英語、中国語、韓国語の3カ国語での発信を予定しております。

望月副委員長 その下なのですが、おもてなしやまなしベストガイド集を作成すると。これ、英、中、韓ということで書いてあるんですが、内容についてはどのような内容のものを作成する予定でしょうか。

佐野国際交流課長 外国人の方々に山梨県内のベスト観光地を選んでくださったものを、それぞれ英語、中国語、韓国語に訳したものを発刊する予定です。

望月副委員長 今言った部分を集約した形で、やっぱり今、外国人の方が選んでいるという部分も含めて、山梨県内で発信すべきものというのはある程度柱があると思うんですが、その部分をしっかりと、県内の見どころ、もちろん富士山を含めた形、ワイン等、今まで全国に発信している日本語の部分のものも含めた形で発信していただければありがたいなと思いつつながら、観光ボランティアガイド養成セミナーということで、さらにガイドを養成していくという、こういうスタンスでよろしいでしょうか。それとも、今いる方々、120名の方々をさらに充実させるというスタンスでしょうか。その辺をお聞かせいただいて、私の質問を終わります。

佐野国際交流課長 さらに充実するという形でセミナーを開催する予定です。

(山梨県内の国別外国人数について)

齋藤委員 1点お聞きしたい数字があるんですが、県内在住の外国人の国別の人口の数字がわかりますか。わかったら、教えていただきたい。

佐野国際交流課長 山梨全体で1万5,000人ございまして、そのうち、国別ですと、中国が4,119名、ブラジルが3,311名、韓国が2,290名、フィリピンが1,920名、ペルーが947名。これは平成23年12月末現在の法務省の統計です。

齋藤委員 その数字があるんだったら、コピーをください。  
それから、国際交流協会を活用している外国の人たちの人数はその中でどういう形で把握しているのですか。

佐野国際交流課長 国際交流センターの人数につきましては、昨年度の状況ですが、知らないという回答が44%ということで、半数以上の方に知っていただいているという状況です。

(県内在住外国人からの情報発信について)

齋藤委員 これだけの人が山梨県に在住しているということになると、やっぱりまず在住している人たちに、山梨県の実態、それから、観光の面の状況、そういうものをまず知ってもらうことが大事だと思うんです。だから、在住している人たちに対して文書か何かで情報を伝達してやるような方法を何か立てているのかどうか。おそらく今までとっていないと思うんですね。やっぱり利用者、来る人だけを迎え入れてやっているにすぎないわけです。在住している人たちに情報を知ってもらうことが大事で、そして、その人たちからそれぞれの自国に対して山梨の情報を発信してもらうことが、山梨県に観光客とかそういう人たちを迎える一番いいパイプ役になると思うんですよね。それをしっかりやってほしいと思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

佐野国際交流課長 今の齋藤委員からの御意見ですが、今現在、Y I Nというネットワーク組織がございまして、それが35団体ほどあるんですが、そのネットワークを通じて各在住の外国人の方には広報しています。

齋藤委員 ですから、外国からの観光客を受け入れて対応することももちろんこれは大事なんですが、私はやっぱりまず在住している人たちが、おそらく働いている人というのは、山梨県内の観光地とかそういうものにあまり出かける余裕のない人が多いような気がするんです。ですから、そういう人たちにもう少し県がバスのツアーでも組んで、観光地をもっと知ってもらうと、そういうことから山梨を知ってもらうきっかけが出てきて始まると思うんですが、その辺の取り組みに対する考え方はいかがですか。

佐野国際交流課長 その他の在住外国人の方へのPRということでの御質問ですが、当然、市町村の広報紙を通しましてのPR、または国際交流センターを使って、各外国語で韓国フェアとかフェスタ等でいろいろな外国人の方向けには今後もPRを充実させていきたいと考えております。また、留学生等につきましては、組織を通じ、実際に今、PRをしているところでもございます。以上です。

齋藤委員 市町村にもやっぱりそういう組織があると思うんです。だから、市町村の組織と県の組織が十分情報を交換し合って、有効にこの事業に活用してもらうこ



とが大事だと思うので、ぜひその辺をもっと積極的にやってもらいたいと思います。以上です。

(国際交流センターのPRについて)

森屋委員

国際交流センターのある場所に、申しわけないんだけど、私たちが行く機会はあまりない。ただ、私も昔からあそこはちょっと縁があって、かかわりを持たせていただいたこともあるんだけど、行くと、それぞれの国の皆さん方がイベントをかなりしていて、掲示板がいっぱいになるぐらいやられているということで、今の齋藤委員のお話にあったように、知っている人にとってはなくてはならない場所、きっとあれを活用している皆さん方にとっては、あれなくして山梨に住むことができないぐらいの場所なんだろうけれども、知らない人にどうやってあその場所を活用してもらうか、あるいは輪を広げていただくか。それはいろいろな意味で、言い方が悪いかもしれないけれども、犯罪とかそういうことを防ぐためにも大いに活用してもらってネットワークをつくってもらおうという意味だと思います。

そこで、今の齋藤委員のお話にもありましたけれども、実際に1万5,000人という法務省の統計で持っている数字なんだけれども、県というか、国際交流センターとして、そういう数字というか、個人を調べたり、リストをつくらたりということはできるんですか。あるいは、それはプライベートとか個人情報の問題でそういうことはできないとか、その辺はどうですか。

佐野国際交流課長 今御質問いただきましたリストというか、個人のそういうような情報ですが、やはり個人情報ということで、そういう形のリスト等の作成は困難と考えております。

森屋委員

おそらく想像の範疇を超えませんが、外国人の方ですから、かなり移動性、流動性が高いと思います。正式なビザみたいなものを持って、固定して何年もいる方もいるんでしょうけれども、でも、多くの方は流動性の高い、常にメンバーが変わるような人たちじゃないかなというふうに想像しますが、そういう人たちに対するコネクションのつくり方みたいなのは、何か工夫されていることはありますか。

( 休 憩 )

佐野国際交流課長(補佐回答) メルマガについては、ちょっと私、承知しておりません。ただ、国際交流協会でY I Nというネットワークと、それと、外国人の団体との交流がございまして、例えば外国人住民実態調査についても、そういったネットワークを活用してやっております。ただ、市町村レベルでは、なかなか個人情報、プライバシーということがあって、それぞれの外国人がどこにいらっしゃるのか、どういった方がいらっしゃるということはなかなか明かしてくれるということがありません。そのように困難です。

森屋委員

例えばそこに甲府の入管があるでしょう。ああいうところの事務所の窓口にも、皆さん方、当然置いてあるんでしょうね。来たときにはぜひ寄ってくださいとか、あるいは登録制度みたいなもので、登録してくださいとか、登録すれば、次からは何らかのお便りをあなたに送りますよとか。ともかく先ほどのお話にあるように、大いに活用してもらおうということ、少なくとも県内に来ている人たちの1人でも多くの外国人の皆さん方に知ってもらって、活用してもらおうと

いうことが大きな目的だと思うので、そういう努力はどうされているのか。

佐野国際交流課長 国際交流協会のパンフレット等につきましては、今年度からすべての市町村で配布していただくようにしております。また、各関係機関においては、今回の外国人登録の改正もございまして、入管とは連携を強化しておりますとともに、一緒に説明会等も開催する際に、国際交流協会の関係のパンフレット等もそのような機会に配布しているところです。

森屋委員 ともかくこの話を犯罪と結びつけてしまうと大変失礼な話ですが、それは当然、日本人の中にも犯罪をする人はいるんだけれども、見知らぬ土地に来て住むということを原因として、コミュニケーションがとれないということでそういうマイナスの部分がきつと出る部分もあるんだと思います。それから、最近はある話題になりませんが、何年か前までは外国から親と一緒に来た子供たちがなかなか学校になじめないなんていう話も、かなりクローズアップされた時期もありましたよね。ああいう話を聞いても、やっぱり山梨県という地域の中にせつかく来たのにコミュニケーションがとれないということで、そういうマイナスの部分が出てしまうということがあると思います。皆さん方にはどうか、センター、協会にはやっぱりすごく大きな役割があると思います。声の届かない人に少しでも声が届くような努力をぜひしてほしいなと思います。

(国際交流協会への補助金について)

ちょっと戻りますけれども、先ほどの会計のほうでちょっと見させていただいて、基本的に、この最後のところに出てきた、山梨県として補助を入れているのは毎年幾らなんですか。どこを見ればいいんですか。この446ページなんですか。

佐野国際交流課長 446ページをお開きいただきたいと思います。県として平成23年度に補助しておりますのは、国際交流協会事業補助金及び海外県人会補助金、地域国際化推進事業費補助金、アイオワ青少年育成事業費補助金、計の、当期増加額520万1,615円という形になります。なお、そのうちの山梨・アイオワ青少年育成事業費補助金300万円につきましては、3月31日現在では支払いが行われていないんですが、5月末までに300万円の支払いが終わっていることを確認しております。以上でございます。

森屋委員 そこで、一番最初の項目にある国際交流協会事業費補助金が、すごく細かいお金ですよ。これは、前期の残高を全部使い切っちゃって、当期に積み増しをしたような感じなんだけど、何で細かい金額になるんですか。

佐野国際交流課長 この差額につきましては、実際の補助金が出ますときは何千円なんですけど、ここへ記載するときには差金を抜いた形での実績額の積み上げになりますので、端数が出ております。予算額で行くときには何千何百何十万何千円という形で行くんですが、向こうで支出するときには契約額等で端数等が出ており、その合計額が端数として出てきて、差額については後で補助金を減額して交付決定されるものですから、それで端数が出ると。

森屋委員 ということは、最終的に県として正確に出ている補助金額というのは、この220万1,615円というこのジャストの金額で県からは補助金支出がされ

ているということですか。

佐野国際交流課長 はい、そのとおりでございます。

森屋委員 そうすると、主たるこの事業費の目的というか、中身は何ですか。

佐野国際交流課長 一番大きい金額は人件費になります。

森屋委員 そんなに大きな金額じゃないんだけど、特に去年はアイオワとの交流があったということで……、でも、山梨・アイオワ青少年育成事業費で補助金って、これは毎年出るものですか？

佐野国際交流課長 23年度での臨時の経費です。

森屋委員 そう多くはない金額なんですけれども、ほかのところもそうなんだけど、私たちにはこのお金の表の見方は難しくて、なかなか見えないところがあって、皆さん方の回していただいているのを信じるというか、なるべく理解ができるように努力はしますけれども、やっぱりなかなかわからない部分があります。昔に比べると相当減らされているような気もいたしますけれども、ぜひこういうことも私たちにもよくわかるような形で、説明なりをしていただきたいと思います。ありがとうございます。

(寄附行為等の見直しについて)

安本委員 すみません、素朴な疑問というか、私、今回、先ほども別のところで言っただけなんですけれども、23年度の出資法人の経営評価結果概要を資料で添付してくださいというお願いをして、それを中心に見ています。これにはこの後詳細なものが4枚ほどついていまして、年度ごとに県の財政関与の状況みたいなものがついてるんですね。そこまで出していただければ、先ほどの森屋委員の質問もよくわかると思います。

私はちょっと違う観点でここを見まして、5つの評価結果があって、目的適合性というところがありました。どうしてこんな、目的適合性が75%になっているのかなと思って調べましたら、パスポートセンターで証紙とかを売っている。そういうようなことが財政的なことで評価されてこうなっているということなんですけれども、私は県民からすれば、パスポートセンターがあって、その場で証紙が買えるのは当たり前だと思っていますので、この評価もちょっとおかしいなと思っていました。

それを調べる過程の中で、寄附行為の中をちょっと見ておりました。素朴な疑問ということですすみません、寄附行為の資料の1ページの事業の範囲第4条、国際交流の推進。観光という言葉はありませんけれども、総務から観光へ所管が移って、この中で観光についてもやっておられるんだと思っていますけれども、(3)に海外移住の推進という言葉が書かれておまして、今、これ、ほんとうに出ているのかな、どうかなということで、どういうふうにお考えになっているのかをお伺いします。

佐野国際交流課長 海外移住の推進ということですが、現在、海外山梨県人会へ具体的には、お帰りになられたりとか、あとはまだ海外にいらっしゃる方がこちらに5年に一度とか何年かに一度、お帰りになれる際の支援等をしているものですから、こういう形で事業範囲としても載っているということなんです。現在でも、海外山

梨県人会、あとは、海外移住、向こうへ行くというよりは、やはり海外県人会との連携という形が重点的な形で行っています。

( 休 憩 )

安本委員 直接そのまま読んでしまうと、何か海外移住の推進だなんて、寄附行為で変更もなかなか大変な手続きかと思えますけれども、将来的にもどうかなという気がしますので、海外移住者への支援とかそういうような形で、連携もありますけれども、そろそろ直されたほうがいいんじゃないかなと思いましたので、いかがでしょう。

佐野国際交流課長 今後、協会等を指導してまいりまして、できますれば寄附行為等の変更等を目指したいと思っています。以上です。

樋口委員 関連で。寄附行為ですよ。何年も前から異文化交流、多文化交流という言葉があったんですけども、一向に。事業としてはどんどん盛り込まれていますけれども、今、寄附行為あるいは定款でしたら、あわせてちょっとそのことについても検討いただきたいなと思いますが、いかがでしょう。

佐野国際交流課長 来年平成25年4月1日に公益財団法人への移行を推進してまいっておりますので、その際に強力に指導いたしまして、寄附行為等の見直しを行いたいと思います。

樋口委員 ちょっと続けさせてもらいます。持論ですけども、先ほども森屋委員がおっしゃったことにもかかわるんですが、今まで寄附行為に書かれていることが主という。今までやってきたこと、国際交流、観光とかね。それともう1つ、今言いましたように、異文化、多文化交流。来て、住んでいる人たちへのとっかかりが非常に大事なので、これを観光部が所管するのは非常に難しくなってきたと思うんです。でも、この寄附行為の中にある仕事の所管を見ると、非常に分けてなくて、主にやる仕事の中でくくって分けていますから、非常に方向性としてはそっちに行きたくないような、組織再編したくないような、あるいは副会長や理事の中に企画県民部長を入れたくないような、それがすごく読み取れるんですが、やはり市町村が一生懸命やっているわけでありますから、そういったところに合わせるようなことも今後考えていただきたいと思うわけでありますが、いかがでしょうか。

佐野国際交流課長 委員の意見を承りまして、県の機構のこともございますので、今後検討してまいりたいと思います。

樋口委員 ぜひ検討いただきたい。先ほどこれを見させていただいたときも、やっぱり初めは、団地の前に、あるいは各自治会も掲示板にごみの出し方を何か国語かで張ったことから始まって。それはどんどんいろいろなものがニーズ化されて、いろいろ出てきました。それで、ネット化をしてきているということでありまして、ニーズはどんどん広がっている。だけど、観光部というわけにはいかなないなと思ってまして、そんなことも日常的には議論してはいたけれども、ぜひ実態に即するような出資団体にしていただきたいなと思います。最後にもう一度。

佐野国際交流課長 最後、意見を承りましたので、さらに積極的に協会を指導するとともに、県でも検討してまいりたいと思います。

(人件費の内訳について)

樋口委員 さっきと関連して。人件費が主たるものだということはわかります。差しさわりのなければ、どういう内訳かざっくり教えてください。

佐野国際交流課長 事務局長が500万円弱という形です。あとは、プロパーの方々が250万円から350万円ぐらいの間です。あと、非常勤嘱託の方につきましては100万円前後。非常勤の緊急雇用が250万円前後。以上でございます。

樋口委員 確認ですけれども、過去の経緯をちょっと思い出しまして、会長がいて、専務理事がいて、事務局長。専務理事の分の報酬はないと。

佐野国際交流課長 はい。

樋口委員 会長についても以前、給与があったと思いますが、その辺については？

佐野国際交流課長 会長は4月1日より民間の方の非常勤ということになっておりますので、報酬または給料等はないということでございます。

樋口委員 ありがとうございます。

(国際交流センターについて)

高野委員 あんまり聞きたくなかったけれども、今、最後に、報酬がどのという話があったので。県は時として、急に常勤にして給料を払ってみたり、また常勤を外してみたり、いろいろな異なことをやっているなど改めて思うわけです。ただ、あの場所、あそこ自身の運営費というのはどこからどこまで？ 例えばパスポートセンターはどうなっているのか、ほかはどうなっているのかと。パスポートセンターは別個になっているのかな。

佐野国際交流課長 パスポートセンターは別です。パスポートセンターは県の施設ということです。

高野委員 じゃ、国際交流センターは県の施設じゃないんだね。

佐野国際交流課長 申しわけございません。国際交流センターは県の施設でございますが、国際交流協会は、指定管理者としてあそこを管理していると。パスポートセンターは県の施設としてあそこに入っているという状況です。

高野委員 あそこで私も10年ぐらい前から五、六年、1カ月に2回ずつぐらい行って、各外国人の宿泊者というか、ああいう人たちとも多少の接触があったり、また、1階の部分にはそういう案内をすところ、2階は会議室、あと、3階、4階が外国人のための宿泊施設になっているんだよね。あの宿泊施設の管理は、この中のどんな部分のところから経費的なものというのはどういうふうに出ているの？

佐野国際交流課長 指定管理の経費として国際交流協会へ出ておまして、あそこを管理する

方については、非常勤嘱託という形で国際交流協会の方が交流センターの3階、4階の宿舎の管理をしています。

高野委員 今の宿舎の平均室数というのは幾つあるの？

佐野国際交流課長 3階、4階で20室ございます。

高野委員 別にその20室に国が決められているわけでもなく、その都度なんだけど、使用率というのは、要するに、23年度か、22年度でもいいけれども、どのぐらいの率になっているのか。

佐野国際交流課長 ほぼ100%です。

高野委員 ほんとうに100%か。

佐野国際交流課長 あそこは国際交流員とか、あとは留学生とかが入っているのですが、実際に2年、3年という形で入られていたり、また、出る人の状況を見ながらというよりも、入る人の状況を見ながら出る人をお願いするという形をとっておりますので、それでほぼ100%という形の入居率になっております。

高野委員 前に行ったときは結構あいていたんだよ。だから、稼働率というのが半分行っているのかなのかなという、そんなことで聞いてみたんだけど。

佐野国際交流課長 今、委員から御指摘いただきましたとおり、5年ほど前はやはりかなりあいていたという状況がございます。

高野委員 それじゃ、甘いんじゃないか。前にあいていたからって、前にあいてじゃ。ただ、経費もかかることだよな。実際その運営自身は、要するに、出資法人がやっているわけだろう。だから、運営自体を出資法人でやって、ここに出資法人がいるわけじゃないんでしょう。出資法人の人はいないでしょう。だから、ここにいないのであれば、よくわからない部分が何か出てきそうだし、あんた方は時によっては出資法人にどんどん送ってしまうし、実際ここにおいて、それを詰めて話をしているんじゃないかと、さっきの口頭で100%って言ったんだけど、じゃ、数字ってないの？

今、聞かないようにしておこうか。違うこともあるから。あそこへ入っている人たちが多くても少なくても、出資法人の出資金額というのが例えばどうなっているのか。そして、さっき言ったように、次の人が入るから前の人が出るという。じゃ、前の人が出てしまった場合は、それから次を見つけるんじゃない、当然かなりの空間があく。

そして、あそこのところでは、郷土の、ブラジルじゃブラジルの料理とか、いろいろなことを推奨しているじゃん。そうすると、その推奨している例えばそういうものに対する材料費とか何とかも、国際交流協会で負担しているのかとか、そういうのは何となく現地でなければわからんような部分ってある。あんたたち、端から、「おい、6月28日には、ブラジルがよその国の人たちに物を食べさせるためにやったところの玉ねぎは幾つ買って、ニンジンは何本買った？」なんていったって、これは現地でないとわからないんだから。

あの20室もどういうふうになっているのかな。部屋をたとえばきれいにするような場合に、やっぱりうんと臭い人もいる。そういうことも含めて、現地じ

やなければわからんことっていっぱいあるような気がするんだけど、あとは現地で聞くかなみたいな気がしているんだけど。

そんなことで、返事はいいです。

佐野国際交流課長 宿泊室につきましては、平成23年度は96.5%です。

高野委員 それだけ？ その前の年は？

佐野国際交流課長 それは資料をお届けするということで。

高野委員 さっきからちょっとおかしい話があるんだけど、あくまでも委員会で聞いているということは、ほかの委員もみんな聞いているのと同じだから、そういう資料というのは、後でそこにお届けしますという話じゃだめなんだよ。

佐野国際交流課長 はい。事務局と調整をとりまして、皆さんのお手元に届くように。

主な質疑等 農政部関係

※財団法人 山梨県農業振興公社

質疑

(補助金の返還について)

棚本委員 ちょっと質問いたします。きっと理解されている委員の方のほうが多いと思います。私自身理解不足ですから、端的な答弁で結構です。あまりわかった話を私だけが聞いても。

かつて新聞記事にもなりましたし、報道もありました、農業公社の補助金の1億5,000万円の返還の件であります。当時の報道も新聞等も承知しておりますが、簡潔で結構であります。改めてお願いします。

小幡農村振興課長 委員からの御質問は、農地保有強化基金のことじゃないかと思えます。これにつきましては、平成22年に会計検査院が全国の農業振興公社の実態を調査いたしました。その中で、すべての県に対して指摘が加えられました。

というのは、もともと農水省の指導のもとで基金を国が半分、県が半分ということで積み立てたわけですが、農水省の要綱等が、会計検査院が言うところの使途等の部分を記載していなかったものですから、公社が利用に当たって、明確な管理というんですかね、この基金はこういうふうにするよという部分の記載が十分でなかったんです。

ただ、本来のこういう合理化の事業に基金のすべての利子、果実の部分は使われていたことは間違いありません。それに当たって細かい記載をする中で使っていくさいよという会計検査院の指摘だったんですけれども、農水省から、もともとそういった要綱になっていなかったものから、そういった取り扱いをしていなかったということで、全国すべての公社の基金に対して同じような判断が下されまして、この基金に対しては廃止しなさいということが農水省に出されました。ということで、農水省から、平成22年12月21日付で、国分の基金を返還しなさいという通知が来たということです。

棚本委員 今、説明をいただいた範囲のことについてはわかりました。ただし、蒸し返すようで申しわけありませんが、全国統一基準ではありますが、やっぱり山梨は山梨の事情があって、どうなのでしょう、もう今さらしょうがない話かもしれませんが、1億5,000万円、今、県財政を考えたときに決して小さいお金じゃないものから、国の所管官庁が要綱を示していなかった。ただ、その部分の解釈については、会計検査院の独立性は私も重々承知しておりますが、もともと国の農水省の運用要綱というかが細かく説明されていなかった部分については、別に国が悪いという話じゃありませんよ。これについての主張はされた上で全国受け入れられたということなのか？ ここだけ。

小幡農村振興課長 私たちの県も含めて、この強化基金の果実が適正に使われていたということは申し上げました。ですけれども、農水省からの文書をちょっと読ませていただきます……。

棚本委員 簡単で結構です。

小幡農村振興課長 いいですか。ということで、私たちは主張いたしました。私たちの意見は取り上げられず、国へその回答が戻り、国から返還しなさいという命令をい



ただいたということです。

棚本委員

ありがとうございます。

もう1点、ちょっと記憶があいまいなんですけど、この3億円の中の1億5,000万円は今のお話。それから、当時、何かの席で説明があったような記憶があるんですけど、今日、資料を持ち合わせていなくて、申しわけありません。何かの席で県からの答弁で、県分の負担については1億5,000万円云々という答弁があったような気がしますけど、そこだけもう一遍。

小幡農村振興課長 正確に申し上げますと、1億4,850万円になります。国分については国へ返すということでしたが、山梨県においては、県分の1億4,850万円につきましても、公社といたしましては非常にとうといお金です。ということで、県の当局からは引き続き県分についてはそこへ残すという御了解をいただいております。

(就農希望青年等に対する就農相談事業について)

棚本委員

質問を変えます。今の件については経過もわかりました。

1点だけ、463ページの、これ、計画じゃなくて、実績のほうの(2)就農支援センター支援事業は、先ほど説明をいただきました。その中で①の就農希望青年等に対する就農相談という中で、課長の御説明、県外7カ所のうち、池袋が3カ所、新宿4カ所、しかも22年度分で185人参入のうち、相談員を通った部分が22名と大きな実績を挙げていると思います。この新宿、池袋の選定に当たっては、一番数字も上がっていますけれども、効果的だという判断はどういう判断基準でされたのか。そして、一問一答が原則でしょうけれども、何度も聞けませんから、あわせて、今後の相談場所の選定は何かお考えがあったら、それだけお聞きします。

小幡農村振興課長 実は池袋の新・農業人フェアにつきましても、これは山梨県独自で行ってもなかなか会場の問題とか周知については十分でないということで、これは全国農業会議所とタイアップいたしまして、山梨県も含めた何県かとブースの中でさせていただいたと。新宿につきましても同じなんですけど、要するに、少し周知等ともかかわるために、タイアップしながらやったということです。ということで、今後とも同じく、こういった人がよく集まる場所で取り囲まれる、各県あるいは国の団体等とタイアップしながら、より情報を出していきたいと思っております。以上です。

(県の公社と市町村の公社との関係について)

大柴委員

高齢化が進む中で、耕作ができない農地が急にふえて、県の農業公社の役割と市町村……、県に公社があって、北杜市もあるんですね。あと、中央市ですか、3つぐらいあるみたいなんですけれども、その中で、県の行っている事業と市の事業がほとんどダブっていて、すみ分けがつかないようなところも。先ほど言っていた、北杜市にあります笹場ですか、この辺はやっぱり普通だと、市にあれば市がやればいいんじゃないかなと私は思うんですけれども、その辺のすみ分けというのはどうなっているんですか。

小幡農村振興課長 市町村の公社で行っていったらいいと思いますけれども、笹場に関しては非常に時間的な問題もあったということで、まず県の公社で具体的な権利調整、耕作放棄地解消事業も含めてやりました。というのは、県の公社は過去にそう

いったものをやっているノウハウがございましたものですから。最終的にはそんなふうになりましたけれども、笹場に関しては、山梨県初めての取り組みということもございまして、モデル的に県の公社でやらせていただきました。

それから、幾つかのところにつきましては、県の公社で耕作放棄地等を解消する行為はいたしますが、北杜における賃貸借の関係については、北杜の公社にそのまま手続を移譲いたしまして、北杜市の公社で引き続き賃貸借の契約はしていく話になっております。

県の公社と各円滑化団体等のすみ分けということですが、県の公社が今、公益法人化を目指しているわけですが、公益法人になった場合に、先ほど言いました、中間保有というか、農地を売買するときに、実は売り主に譲渡所得税等がかかるわけでありますが、県の公社が公益法人となることによって、売り手の譲渡所得の税金が控除されるというメリットもございまして。基本的に私たちが考えているのは、貸借に関しては各市町村の円滑化団体なり公社にお願いする。そして、所有権の移転に伴うところについては、県の公社でやっていくのがいいんじゃないかなと思います。

それともう1つは、県の公社ですので、より広域的な、町村をまたがる、地域をまたがるようなものについては、県の公社が積極的にかかわっていくことが必要じゃないかなと思います。

大柴委員

そのようなすみ分けでいいと思いますので、その辺をしっかりとやっていただいて、そして、誘致企業とかそういうものは、きちっと県が主体で、市町村に連絡を早目にして、市町村が最終的には決断をするという形の中でお願いします。ありがとうございました。

(法人改革のスケジュールについて)

森屋委員

今ちょっとお話もありましたけれども、リミットがあると思いますから、法人改革に着手して、今後のスケジュールをちょっと聞かせてもらいたい。

小幡農村振興課長 県議会の意見等もいただく中で、7月12日に第3回の公社の検討委員会を開きまして、改革プランの改正版を、今月中に出すというものです。

それから、その改革プランに基づきまして、本年度中に公益法人化の手続を終えまして、25年4月1日から公益法人になるということです。

(収支差額の赤字理由について)

森屋委員

わかりました。そうすると、今回のこういうのを見ても、同じフォーマットで出てくるときっと私たちも見やすくなりますから、大変だと思いますけれども、よろしく申し上げます。

それで、もう1点だけ。先ほどの、きつとプロパーの方の退職金が発生していると思うんですね。それは後で説明するとおっしゃったけれども、まだ説明をされていないので、お願いいたします。

小幡農村振興課長 私がちゃんとまだ説明できなかったのは、497ページの2番の事業活動収支差額というところに、2747万8,000円の赤字になっております。これについての御説明ということで申しわけございませんでした。これはⅡ番、497ページの下から5行目に特定資産取り崩し収入というものがありまして、2,656万1,000円ございまして。こういう書き方だということのようなんです。本来であればこれは収入の部に入りまして、これが積み立てておいたプロパーの職員の退職金です。

森屋委員 基金？

小幡農村振興課長 基金ですね。これが上に入りますので、この事業活動収支の部でいけば、ここがこんなに赤が出ないということになります。これは一応、書式ということで、最後にその話がトータルになりますので消えてしまいます。ということで私のほうがちょっと舌足らずであったんですが、事業活動収支額のこの2,700万円の赤字について御説明申し上げたかったということで、すみませんでした。

森屋委員 わかりました。ほかの部分もありましたけれども、組織上の問題だと思います。ちなみに、この方はお1人ですか。そして、何年在籍された方の退職金になりますか。

小幡農村振興課長 この方は1人でして、40年。60歳で定年、20歳からですから、40年の勤続になります。

森屋委員 わかりました。

(農地保有合理化促進事業について)

齋藤委員 ちょっと聞きたいわけですが、農地保有合理化促進事業の関係で農地につきまして私が質問したわけですが、とにかく農業経営者がだんだん高齢化して、結局売り渡されたということで、あと10年もたつと、果たして百姓をする人がいるのかという問題があります。2町から7,900平米の土地に対して、5,000平米を売り渡したと。あと3000平米はまだ残っていると。それ以外に塩漬けのような土地はないわけですか。前に結構塩漬けになった土地がたくさんあったものですか。

小幡農村振興課長 御質問についてですが、平成22年の段階ですべての農地につきましては売却を終えました。ここに関しては、現在は塩漬けの農地は一切ありませんが、これは新たにということ。

齋藤委員 23年度は報告の中にあります。新たじゃなくて、報告書の中で、7,920何平米かあったけれども、売り渡したのは5,020平米。そのほかは残っているのですか？

小幡農村振興課長 前回、長期に保有した過去のすべての農地を全部売買したわけですが。これにつきましては、新たに、3月に買って4月に売るような、年度をまたがるものについて、整理上少しここへ保有のような形になっていると御理解いただきたいと思えます。

齋藤委員 それはわかりましたが、要するに、借り受け、貸し付けるという関係で、規模縮小農家から借り入れた6万7,000平米で、前年度末保有地がまだ前にあったので15万3,000平米という貸し付けになったということなんですか。前の残ったものがあったということですね。そういう解釈ですね。

小幡農村振興課長 これは年度ということで、残っていたというか、年度をまたがる関係でそのような処理になっているということです。原則として、今現在、もう既に前

のような形じゃなくて、即売り、即買い、あるいは貸し手と借り手のマッチングが出たところで行為を起こすというやり方しておりますので、不良債権をしょうもない形で今、進めております。ただ、3月に借りて、ほんとうは3月中に貸し与えられれば一番いいんですけども、場合によっては年度をまたがるということで、数字の処理としてこんなふうに残っていると御理解いただきたいと思います。

齋藤委員            それでは、23年度までは一応これで終わったという解釈でいいわけですね。15万3,000何がし平米を貸し付けたのでこれで一応終わったと、今までの農地はすべて終わっているんだという解釈でいいわけですか。

小幡農村振興課長    現在これでもって貸し残りはない状態です。

齋藤委員            担い手を確保するために、農地を集積して、できるだけ規模を拡大していかなければ担い手も育たないということなんですが、今後とにかくこの事業をもっと積極的に取り組んでやらなければ、農地を確保することは非常に難しいと。それから、この借地権の関係は、借り入れの場合、借地権との金額とかそういうものは、これはどういう形になっていますか。

小幡農村振興課長    借地に関しては基盤強化法に基づいてやっています、借り入れに関する手数料は、借り入れ金額に対する1%を貸し手側と借り手側から双方にいただくと。借地金額の1%という格好でいただいております。ただ、借地金額についてはケース・バイ・ケース。場所によりけりです。田んぼもありますし、成園のブドウ園もありますし、あるいは普通畑ということもありまして一概に言えないと思いますけれども、通常の手数料としては1%を仲介料としていただいているということです。

齋藤委員            その金額の設定に際しては、結局、公社が両方の意見を聞いて設定してやるという解釈なんですか。

小幡農村振興課長    近隣の農地の取引等の事例を参考にしつつ、実勢でやらせていただいております。

齋藤委員            さっきも申し上げましたように、24年度に向けて、とにかくこれは積極的に進めてやってもたいたいと思いますが、目標はどのぐらいに考えているのか？

小幡農村振興課長    貸借につきましては、先ほど申しましたけれども、今年度の借り入れ面積が44ヘクタール余りになっておりますが、公社が仲介して貸借の権利を設定する面積を60ヘクタールまで拡大していきたいと考えております。

※公益財団法人 子牛育成協会

質疑

(死亡牛焼却処理業務について)

森屋委員

1点というか、2点ですね、せっかくですから。今まで特別委員会でやっているときには、申しわけないけれども、大体この辺まで来ると疲れが出てきて流してしまうところでしたけれども、改めてこうやって委員会でやってもらうと、気になるところが出てきます。

先ほどの説明資料の510ページ、BSEで焼却する牛がこんなにあるんですね。この数の推移はふえているんですか。例えばそうでなくて、私たちが認識していないけれども、以前からも大体このぐらいのベースではあるものなんですか。

桜井畜産課長

これは国のBSE特措法によりまして、今、食肉へ回る肉牛はすべて屠畜場においてBSEの検査を行っております。それ以外に、農家で病気等で死んでいる牛がございまして、それもやはり原因を究明するために、死亡した牛は法に基づいてすべてBSEの検査をするということになっています。農家で死亡している牛が県内で、年にもよりますけれども、約200から250ございまして。その検査が済んだもので、地域の市町村の許可を得て埋却する場合と、埋却ができない場合は、そのまま保健所で病性鑑定の延長としてここの施設で焼却を行っております。死亡牛については、頭数にもよりますけれども、特におとしみたいな暑い年は、相当牛が参って死亡頭数も多かったんですけども、大体、年間200頭ぐらいが死ぬというところでした、それについてはこういった検査をすべてやるというような状態であります。

森屋委員

ということは、BSEの検査対象ということで、BSEが起因して死んでいるという意味ではない？

桜井畜産課長

ないです。BSEは国内で今まで平成13年に見つかって以来36頭が発見されていますけれども、一番最近の発見は22年1月だと思います。それが最後で、以降は全然見つかっておりません。

(ハヶ岳牧場管理受託業務について)

森屋委員

わかりました。ほっとしました。何かこれ、読み方によっては、すごい、認識を新たにしなければいけないところもあったなと思ひまして。

もう1つだけ。大した話じゃありません。508ページで、預かっている、受託という放牧をしている頭数で延べ頭数の報告を先ほどお読みになりましたけれども、これは何年間ぐらいでの延べなんですか。

桜井畜産課長

これは1年間の数です。実頭数が578頭で、1年間すべて578頭が常時入っているわけではありませんけれども、牧場に入ったり出たりしてまして、1年間で延べ11万2,000頭をお預かりしたということです。料金的には1日幾らというようなお金をいただいていますので、協会の目標としては、できるだけ延べ頭数を伸ばしてやるというのが1つの経営の状況です。

- 森屋委員            ということは、同じ牛なら牛が、農家に帰って、また来てみたいなのを繰り返していくと、そのたびにダブルカウントみたいにされていって、延べが11万ということなんですね。
- 桜井畜産課長        乳牛の場合は、基本的には牧場でお預かりするのは育成牛です。ですから、生まれて6カ月以上で、大体分娩するのが24カ月齢ですので、その間の育成期間であります。農家へおとりて分娩した牛は、今度は搾乳しますので、その後、農家が牧場に預けることはございません。何回か上がってくるというのは肉用牛の繁殖牛でありまして、子供を産むだけですから、夏の間なり冬なり牧場に預けて、そこで種付けをして、また妊娠をして、下で分娩をして、子育てが終わればまた上がる。繁殖牛については、同じ牛が年2回でありますけれども、毎年利用する形は、あります。
- 森屋委員            わかりました。すみません。ありがとうございました。
- (組織体制について)
- 高野委員            基本的なことをお伺いしたいんですけども、511ページのこの役員のことで、この役員というのは、4月1日現在、松村さんの名前が理事長でまだ書いてあると。だけど、これ、もう24年度の理事会はやったんですよね。
- 桜井畜産課長        この役員の名簿につきましては、もう既に理事会をやっておりまして、今現在は今の農政部長の加藤部長が理事長になっております。
- 高野委員            だって、理事会は幾日にやったの？ 24年の4月の幾日？
- 桜井畜産課長        その上にありますように、24年3月22日に理事会をやっております。
- 高野委員            いや、だから、24年3月にやったなら、この24年4月1日の名前は、前の名前じゃよくない。さっきの農業公社は、少なくとも去年の4月8日に第1回の理事会をやって、そして、そこで去年決まって、多分、今年の理事会は24年4月幾日にやっている。農業公社は、理事長就任は4月16日。だけど、一応、4月1日からの就任年月日になっているんだよね。この辺ちゃんと訂正しておいてもらわないと。
- 桜井畜産課長        すみません、少し説明不足で申しわけございません。4月1日時点は前部長の名前でございますけれども、4月5日に24年度の分の理事会を開きまして、そのときに理事長を交代しております。
- 高野委員            だから、今言ったように、農業公社のほうは多分違うでしょう。次長に聞きたいようなものだけど、4月の幾日にしたか知らないけれども、農業公社はちゃんと変わっているけれど、子牛育成協会は変わっていない。例えばこうなると、今だれが理事長なのかなんていうのはわからないじゃん。
- 桜井畜産課長        おっしゃるとおりでありまして、本来ならば3月の2回目の理事会で、この時点で県の異動等がわかっておれば、その段階で次の方をあらかじめ後任に当てるというようなことができたわけですがけれども、この年はそれをやっておりませんでしたので、年度が変わって理事長を決めさせていただいたということです。

高野委員 だって、これじゃ、変えるか、差しかえか何かしないと、1年間これで行くということだよ。

もう1つ、いろいろな人の名前が列記してあるけれども、この人たちは例えば松村さんが加藤さんにかわったのは、これは農政部長だからだけど、これ以下の人たちの職名を教えてください。

桜井畜産課長 専務が、学識経験者として県のOBです。その下の常務理事が私、畜産課長であります。白倉さんが北杜市の市長さん、功刀光紀さんが県畜産協会の会長です。それから、向山公夫さんが全農山梨の本部長、佐藤さんが農業共済組合連合会の会長です。酒井治孝さんが、酪農業協同組合の組合長さんです。それから、小宮山さんが北杜市の教育長です。監事は、古屋さんは一般からの公認会計士であります。それから、由井さんが同じく監事でもありますけれども、北杜市の会計責任者であります。以上です。

高野委員 例えば24年3月22日にした会議で、2番に、平成24年度事業計画及び収支予算並びに役員報酬額についてと。役員というのは、今言った人が役員なの？

桜井畜産課長 この今の役員の報酬額というのは、専務理事が事務局長を兼ねていまして、専務理事のことで。その他の役員につきましては、公職にある方は無償です。要するに、払っていません。

高野委員 じゃ、公職にない人が幾人いる？ 公職にある人が幾人いる？

桜井畜産課長 県、市の関係は、報奨費は払っていません。あと、お支払いは、団体の関係は1回に幾らというような形で払っています。

高野委員 ただ1回、2回理事会をして、23年度補正予算について、平成24年度事業計画及び収支予算並びに役員報酬額について、3、定款変更について、4、協会の運営計画について、何かちゃんと議論をするメンバーじゃないような気がするんだけど、あなたも常務理事であれば、どういう議論を？ これ、出資法人だから、どういう議論をして、どう前へ行く進め方をしているのか、その辺ちょっと理解できないんだよ。

桜井畜産課長 理事会のほかに評議員会を持ちまして、特に牧場等の業務については、いろいろな関係するところで専門的な立場あるいは実際に農家で生産されている方々もおりますので、中身については、そこでいろいろ議論をさせていただいております。今の役員の中では、特に業務自体が県の業務を引き受けていただいているということもありますけれども、それ以外に、地元の産業として公園も持っていただいております。やはり地元の市長さん等あるいは教育委員会関係等の、そういった公園の関係も、やはり子育ての問題もありますので、そういった中で、畜産だけじゃなくて、そういった意見も拾いながらやっているというふうな状況でございます。

高野委員 いや、だって、さっき言ったのは理事会の話をしていて、評議員の話をしていないよ。じゃ、評議員ってどういう人がやっているの？ この当て職の部分のことを教えてよ。

- 桜井畜産課長 評議員はそれぞれ、例えば宇田さんですけれども、畜産協会の専務さん、それから、小須田さんは、この方は北杜市の議員さんでありますけれども、やはり清里で畜産関係をやっている。小清水さんは、酪農家なんですけれども、ミルクプラントを運営している。貴志さんですけれども、食肉流通センターの社長さん。それから、市村さんも地元でやはり放牧をやっているキープ協会の会長さんであります。
- 高野委員 理事会って、理事と評議員と両方でやっているのか。
- 桜井畜産課長 理事と評議員も出てきてやっております。
- 高野委員 それを理事会と言うのかね。この辺よくわからないんだけど。  
評議員が検討した項目を理事会にかけて承認をしてもらうというのが大体の流れということかい？
- 桜井畜産課長 すみません、ちょっと誤解がございまして。理事会は理事と監事です。評議員会は別途開きまして、理事会で決まったことを評議員会で審議していただくような形になっています。
- 高野委員 変なことを言うと、だんだん変なところへいく。だって、評議会でいろいろなものを評議しながら、それを理事会に上げているんじゃないの？ おれはそう思っていたんだけど。ほかの団体はみんなそんなような気がする。
- 桜井畜産課長 この場合は、理事会で決めたことを評議員会へかけるというような形で、従来の理事会の下でなくて、評議員は、むしろ理事会は執行役員ということで、評議員のほうが位置的には上になります。
- 高野委員 だって、理事と監事のことを役員というんじゃないの？
- 桜井畜産課長 役員は理事と監事です。
- 高野委員 だって、ここのところに役員報酬額についてとか、予算についてなんていうものをこういうふうにザーッとやって、私が言うのは、実際の議論はどこであるかなということ。おれが質問している秒数と同じ秒数で答えてくれ。
- 桜井畜産課長 理事会で詳細を議論して詰めて、それで評議員会に上げるというような形です。
- 高野委員 だけど、おれらもいろいろな会議に出ている、例えばここの第1回に入っている、役員の専任について、事業報告について、収支決算について、補正予算についてと、こういうふう書いてあれば、こういうものしかやらんのかなと思っているんだけど。大体、会議ってそうだよな。おれが言うのは、この協会が前に行くためには、どこで協議をして、どういう方向をつけていって……、あんたたちは県庁にいるからわからないけれども、実際の子牛業の人たちは、どこで話をして、どこで話を進めさせているのかがわからないということ。
- 桜井畜産課長 理事会で話をして、それを評議員へかけるというふうなことです。



高野委員　　いや、だから、項目がないじゃん。だって、理事会って、予算と決算をやるだけじゃないのか？ 何かそういうふうにしかな……。どこでどういう議論をして、例えば子牛の育成がどういうふうに進めるかというものを議論して進めていくんじゃないかなと思ってのんだけど、そういう議題がないから、「じゃ、評議会じゃどういう議題になっているのか」と例えばだんだんそういうふう聞いていかなきゃならないんだよ。おれもこんなくだらん質問したくないんだけど、どういう議論をどこですて、この子牛業を、業界がどういうふう発展していくのかというものが見えてこない。特に出資法人でやっているあんた方にはよくわからないという、よく見えてこないということを言っているわけ。

桜井畜産課長　　理事会でそれぞれ事業計画等の中で御議論いただいたりというようなことです。

高野委員　　じゃ、次の機会に、理事会の中の、例えば1日の案内にどう書いてあるか。農業委員にもなっているから農業委員会にも行くけれども、ほとんどそういう議論じゃないんだよな。書いてあるものだけで。だから、そうなると、あなた方がやっているのと、実際あんた方が見ているものと子牛業の部分でやっている話というのはかなりの相違があるんじゃないの？ ということを聞いているわけ。

桜井畜産課長　　委員おっしゃることはわかります。なかなか限られた理事さんの中で、時間の制約もある中でどのぐらいできるかというのもあるんですけども、公益法人になりますと、本人出席ということも結構制約がかかってまいります。できるだけ時間を十分にとる中で、中身をいろいろ検討して、法人としてよくなるような形で議論を進めるように役員会を進めていきたいと思っております。

高野委員　　いや、だから、例えばこっちの評議員のほうは、小須田牧場だとかそういうところがあるわけだ。だって、こういうところの話が出てきたものを取り上げなきゃ。さっき言ったように、理事会で検討したものを評議員へかけるというのは、それこそ逆じゃないかなと。牛を実際飼っている人、貴志さんみたいに食肉市場の社長をしている人、そういう人たちの話がいろいろなことで交わってきて、こういう問題点が出たからといって理事会へかけるというんじゃないのかなと思って、不思議に思っているわけ。

桜井畜産課長　　おっしゃるとおり、理事会で決めたことを評議員さんに諮ってやることも1つありますけれども、また評議員の中で専門的な御意見がありますので、それは当然、県の関係も出席しておりますので、それは理事会の資料の中身として検討……。

白壁委員長　　理事会の決議を経て、評議会にかけなければならない。そういう場合もあるじゃなくて、ならないと書いてあるよ。

桜井畜産課長　　定款ですすね。

白壁委員長　　定款に書いてある。ということは、そういうふうに言い切らなきゃだめ。

高野委員　　ただ、この理事会のこういう内容で、そのときに配付資料がどういうものか

知らんけれども、例えばそういうものを見たときに、ただこんな単純なことじゃ、この協会自身の、どういうふうに行っているかが見えてこないじゃん。だから、やっぱりそれが理事会で取り上げられて、評議員会へかけられて、またそれが返ってきて、さらに理事会にかけられたよというようなことじゃわかるけれども、何かちょっと不透明で、こなれてこないね。

桜井畜産課長 おっしゃるとおり、それぞれの役割があって、もう少しそれぞれの意見なり、相互の意見交換ができるような場というようなことで、今、御指摘いただいたところについては、団体とも相談をしながら、よりよい意見交換ができるような、あるいはせつかくいただいた意見が活用できるような、生かせるような場をつくってまいりたいと思います。

高野委員 そういうことじゃなくて、例えば実際牛を飼っている人とか、牛乳を生産している人が一番わかるわけじゃないか。そういうところの意見が反映しないような役員構成なんかつくってもしょうがないんじゃないの？ まして役員報酬なんていう部分もあったりしているんだから、それ、ちょっと変かなど。定款でどういうふうに行われているにしても、じゃ、実際問題はどこの意見をくみ取ってこういうふうに行っていますよとか、そういうものがおれにはわからないということだよ。

桜井畜産課長 実は子牛育成協会は毎年、牧場に関すること、それから、まきば公園に関することをそれぞれアンケート調査しております。特に牧場については、牧場を利用している農家の方々にすべてアンケートを出して、牧場に対する要望とか満足度等をすべてお聞きしているところです。したがって、理事さんあるいは評議員さんだけではなくて、利用している農家の意見をくみながら、そういった調査も毎年やって、それがやはりできるように努めているところです。トータルで言えば、牧場の場合は88.9%の方が満足しているというふうな回答もいただいております。

高野委員 満足しているというのは別に、ただだから。人が行って、ただ牛がいて、見てきれいだからって。おれらも行って、きれいだと思うよ。その満足の話じゃないんだから。出資を県がしている話を今しているんだから。満足度の話じゃなくて、それをいかに生かしていくという話をしているの。あなたはみんな話を牧場に振ってしまっているけれども、これ、やっぱり子牛をいかに、例えば今年何頭どういう買い受けをして、例えばよそへ送る、またよそへ送られた子牛が、いかにまきば公園のほうで引き取ってどういうふうにするかって、そういう計画はしっかりあるんでしょう？

桜井畜産課長 これは県の改良増殖というふうなことで一貫してやっております。具体的には、いい牛を入れて改良しながら、その受精卵移植を例えば牧場の牛を使って受精卵をとって、それを農家に供給して、農家でいい牛をつくると。それがまた農家に広がる。あるいはまた、牧場で改良した肉牛を農家に払い下げて、それが甲州牛にどれぐらいなるかというふうなこともすべて調査をしております。我々の県の業務もそうですけれども、そういった物差しではかりながら、どのぐらい進捗しているかというのも実際のところやっています。

高野委員 じゃ、最後に、この協会を進めていくうえで、重要度のナンバーワンというのは何なの？ さっきからあなたはまきば公園、まきば公園と一生懸命言うん

だけど、まきば公園だけの形で言うのであれば、変な話だけど、まきば公園なんか、観光のほうにくっつけてしまってやればいいみたいな気がしないでもないんだけど、一番重要視をするところというのは何なの？

桜井畜産課長 大家畜の畜産振興です。牧場があつてです。やはり県の機関的な大家畜振興は、ここの協会が非常に重要なウエート、仕事、業務を彼らは果たしていただいていると。

高野委員 はい、いいです。よろしいです。

(年間目標について)

齋藤委員 2点ばかり聞きたいと思います。この指定管理を県立八ヶ岳牧場がやっているということですね。飼育する繁殖牛と卸牛の数字がここに出ておりますが、目標に沿って一応順調にいつているというように出ておりますが、年間の目標というのは何を基準に定めている？

桜井畜産課長 どこに需要を置くかということもあるんですけども、1つは、今の抱えている牧場の経営面積もありまして、その中で預託牛をどのぐらい飼えるかというのがその牧場のキャパになります。今、目標に挙げているのが、預託牛であれば、そこにある数字が、11万何がしが牛を飼養できる上限です。それ以上だと、牛を入れてもえさが足りないということで、なかなか大きくなりませんから、牧場の一番能力を生かした中での受け入れを100%達しようということで目標に置いております。

それから、肉牛の飼育については、県有牛で基幹牛として200頭管理しておりますけれども、その中で年間180数頭、牛を生産して、基本的にはその雌牛を農家に供給するというようなことで、年間、雄雌合わせて150何頭払い下げておりますけれども、その半分の雌牛を供給することで、ほぼ今の繁殖牛の更新ができると、農家の更新ができるというようなことでそういった目標で今、200頭を設定してやっていると。

齋藤委員 そうすると、今の現状のこの数字が一応限界ということですね。

桜井畜産課長 そうですね。

齋藤委員 今後、県が取り扱っていくためには、一応限界と。これで多少は黒字になっている感じ？もう1点は、職員の高齢化が今後進むと、人件費の抑制をしていかなければならないと。この職員というのはどこの職員を指している？

桜井畜産課長 はい。職員はここの協会の職員です。

齋藤委員 協会の職員の年齢が高齢化になっているから、その年齢を引き下げていかなければならないということですか。協会の職員であれば、何でそんな年齢的なそんなものが必要になってくる？ ちょっとその辺を教えてください。

桜井畜産課長 52年に設立して、そのときは県営牧場で、協会の職員と県職員が一緒にやっていたけれども、60年から全面委託になって、協会の職員をふやしました。それがだんごの状態、わりと年齢が固まっているということで、そのときの方がそろそろ退職に近い方が出てきていますので、そこら辺も新陳代謝

をしながら若い人を入れていくというふうなことで、中途の年齢の高い方を採ると年齢が高くなりますので、やはり職員の補充の場合は若い方を、優秀な方を採っていきたいと。

(職員数について)

齋藤委員　よくわからんところがあるんだけど、まきば公園を管理する協会というのはどこの協会？ 畜産協会の協会ですか。それとも、どこかの協会を指しているわけですか。その辺をもっとわかりやすく。

桜井畜産課長　ここにありますように、公益財団法人の山梨県子牛育成協会の職員です。

齋藤委員　協会は職員が何人いて、平均の年齢は何歳ですか。ちょっと教えてください。

桜井畜産課長　協会の職員は全部で24人であります。そのうち、正規職員が22人、臨時職員が2人です。主にそれぞれのセクションで担っているところは大学卒業の技師がついておりますけれども、大半が、技能職といいまして、技術を持った職員、要するに、技能職で、現場で牛を飼ったり、牧草をとったり、そういったふうな仕事をする職員が主になっていきます。

白壁委員長　答弁漏れ。平均何歳と言っているよ。

齋藤委員　そうすると、この協会の職員というのは、協会が採用している職員？ この協会の職員の位置づけはどこがやっている？

桜井畜産課長　協会職員は協会が採用です。

齋藤委員　協会採用しているけれども、協会の財政的な基本は、この収入でやっているという解釈でいいわけですか。

桜井畜産課長　先ほど御説明したとおり、県の委託費と農家からの牛の受託料、そういったものでやっています。

齋藤委員　県の委託料は毎年決まっていると。子牛の利益も大体決まっていますので、収入はもう限界があるので、人件費を減らさなければやっていけないと、こういう解釈？

桜井畜産課長　今までと違って、やはり指定管理者制度ということで、県からすべてお金を出すんじゃなくて、今、一部、農家の受託料収入を協会に入れまして、そこがやはり目標に達しないと経営が厳しくなるということで協会の努力も必要な仕組みになっております。

あとは、とりあえず今のところ黒字ですので、そこはやはりしっかり経営をしていく必要が今後ともあろうかと思えます。

その他　・ 出資法人に関する閉会中の継続審査については、財団法人 山梨県農業振興公社及び公益財団法人 やまなし産業支援機構について、現地調査を実施することとし、日時・場所等の決定は委員長に委任され、後日通知することとされた。  
・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。

- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県外調査を9月4日から6日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 5月23日に実施した県内調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政産業観光委員長 白壁 賢一